

仙台市物品等の調達に係る電子見積合せ実施要綱

(令和3年9月1日財政局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除き、仙台市が発注する物品等の調達において、電子見積合せを実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等の調達 物品の調達、賃貸借又は役務の調達をいう。
- (2) 電子入札システム 本市が行う入札に関する事務を本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。
- (3) 電子見積合せ 電子入札システムを使用する方法により執行する見積合せをいう。
- (4) ID・パスワード 電子入札システムの利用者登録(以下「利用者登録」という。)を行う場合に届け出たID・パスワード(パスワードの変更を行った場合にあっては、変更を届け出た後のパスワードを含む。)をいう。
- (5) 電子くじ 見積参加者が入力した任意の数値(くじ番号)を用いた演算式により、電子計算機で随意契約の相手方を決定するシステムをいう。

(対象案件)

第3条 電子見積合せの対象案件は、財政局財政部契約課で見積合せにより実施する物品等の調達とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(利用者登録)

第4条 電子見積合せに参加しようとする者は、あらかじめ電子入札システムの利用者登録(以下「利用者登録」という。)を行うものとする。

- 2 利用者登録をした者は、登録事項に変更を生じた場合は、直ちに利用者登録を変更しなければならない。

(電子見積合せの参加資格)

第5条 電子見積合せに参加できる者は、仙台市契約規則第四条に基づく一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、電子入札システムにおける利用者登録を行っている者(以下「利用登録者」という。)とする。

- 2 利用登録者の資格の有効期間は、仙台市競争入札参加資格登録要綱第4条に基づく入札参加資格の有効期間とする。

(見積書の提出)

第6条 電子見積合せに参加しようとする者は、指定された見積書受付締切日時までの間に、電子入札システムにより見積書を提出しなければならない。

- 2 電子見積合せに参加しようとする者は、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「本市の電子ファイル」という。)に氏名又は名称、くじ番号(000から999までのうちの任意の整数とする。)その他見積依頼通知で指定する事項を記録するものとする。

(ID・パスワードの不正使用)

- 第7条 ID・パスワードを不正に使用して行った見積は、無効とする。この場合において、当該不正使用が契約の相手方を決定した後、契約締結前に判明したときはその者の決定を取り消すものとし、契約締結後に判明したときはその者と締結した契約を解除するものとする。
- 2 市長は、ID・パスワードを不正に使用した者については、有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項の規定による指名停止を行うものとする。

(紙見積の特例)

- 第8条 電子見積合せにおいては、原則として紙による見積(以下「紙見積」という。)は認めないものとする。ただし、見積参加者から「紙見積承諾願(様式1)」が提出され、次項の基準のいずれかに該当する事由がある場合に限り、電子に代えて紙見積を認めることができる。ただし、電子見積合せの手續に支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。
- 2 紙見積を認める基準及び手續きは、次のとおりとする。

(1) 紙見積を認める基準

市長は、見積参加者から紙見積承諾願が提出されたときは、次のいずれかに該当する場合に限り、紙見積を承諾するものとする。なお、承諾した場合には、紙見積のための必要な事項を指示するものとする。

ア 天災、広域・地域的停電、プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害が発生し、電子入札システムを用いて提出期限までに見積書を提出することができないと認められる場合

イ 使用機器等の障害等により、電子入札システムを用いて提出期限までに見積書を提出することができないと認められる場合

(2) 紙見積の手續き

ア 前号の規定により、紙見積を承諾した場合は、当該見積参加者(以下「紙見積事業者」という。)について、速やかに電子入札システムへ登録するものとする。

イ 登録後においては、電子入札システムでの見積を行なわないよう指示するものとする。

ウ 既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うこととし、別途交付又は受領手續きは要しないものとする。

エ 紙見積事業者は、見積書(様式2)にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ番号(000から999までのうちの任意の整数とする。)を記載するものとする。

(見積書の開封)

- 第9条 市長は、紙見積合せを承諾した見積参加者がある場合には、見積書の開封時に当該見積書記載の見積金額を電子入札システムに登録するものとする。

(電子見積合せの辞退)

- 第10条 見積依頼通知を受けた者は、見積書受付締切日時までに、電子入札システム又は書面により、見積合せを辞退することができる。この場合において、辞退した者が既に提出した書類その他本市の電子ファイルに記録した情報は、無効とする。

(契約の相手方の決定)

- 第11条 市長は、提出された見積により、見積書受付締切日時後速やかに契約の相手方を決定するものとする。

2 市長は、同価格の見積提出をした者が2人以上ある場合は、電子くじにより順位を決定するものとする。この場合において、くじ番号を選択しない者があるときは、これに代えて、当該見積合せ事務に関係のない職員にくじ番号を選択させるものとする。

(障害時等の対応)

第12条 市長は、事故等が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、見積合せの延期又は中止をすることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、電子見積合せの実施に関し必要な事項は、別途財政局長が定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年11月1日から実施する。

(紙見積を認める基準の特例)

2 第8条第2項(1)に定める基準に関わらず、当分の間は、紙見積を認めるものとする。ただし、事前に市長の承諾を得なければならない。

附 則 (令和4年3月15日改正)

この改正は、令和4年4月1日より実施する。